

現行定款	変更案
<p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) <u>皮革製品、合成皮革製品の製造、加工、販売並びに輸出入</u></p> <p>(4) <u>洋品雑貨、日用品、家庭用品雑貨、玩具、書籍の販売並びに輸出入</u> (新設)</p> <p>(5) <u>スポーツ施設、遊技場の設置、経営並びにコンサルタント</u></p> <p>(6) (条文省略)</p> <p>(7) <u>野球教室、ソフトボール教室、サッカー教室、バスケットボール教室、バレーボール教室、ゴルフ教室、テニス教室、スキー教室、体操教室、競技審判教室、水泳教室、サーフィン教室の運営</u></p> <p>(8) <u>スポーツ振興普及のための各種催しもの企画運営</u></p> <p>(9) <u>健康器具、健康食品の開発、販売並びに輸出入</u></p> <p>(10) <u>コンピューターソフトウェアの開発並びに販売</u></p> <p>(11) <u>経営コンサルタント業</u></p> <p>(12) ~ (条文省略)</p> <p>(13)</p> <p>(14) <u>芝生の生産及び販売</u></p> <p>(15) <u>不動産賃貸業</u></p> <p>(16) <u>駐車場の経営</u></p> <p>(17) <u>ホテルの経営</u></p> <p>(18) <u>飲食店の経営</u></p> <p>(19) (条文省略)</p> <p>(20) <u>ペット用品、ペットフードの販売並びに輸出入</u></p> <p>(21) ~ (条文省略)</p> <p>(23)</p> <p>(24) <u>パーマ液の販売並びに輸出入</u></p>	<p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>皮革製品、合成皮革製品の製造、販売並びに輸出入</u></p> <p>(6) <u>洋品雑貨、日用品雑貨、玩具、書籍の販売並びに輸出入</u></p> <p>(7) <u>スポーツに関わるコンサルティング業務、教育研修の実施</u></p> <p>(8) <u>スポーツ施設、遊技場の設置、運営並びにコンサルティング業務</u></p> <p>(9) (現行どおり) (削除)</p> <p>(10) <u>スポーツ及び各種文化的催し物の企画運営並びにそれらの入場券の販売斡旋業務</u> (削除)</p> <p>(11) (削除)</p> <p>(12) ~ (現行どおり)</p> <p>(13) (削除)</p> <p>(14) <u>不動産の管理保全及び賃貸</u> (削除)</p> <p>(15) (削除)</p> <p>(16) (削除)</p> <p>(17) (削除)</p> <p>(18) (削除)</p> <p>(19) (現行どおり) (削除)</p> <p>(20) (削除)</p> <p>(21) ~ (現行どおり)</p> <p>(22) (削除)</p> <p>(23) (削除)</p> <p>(24) (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(25) (条文省略)</p> <p>(26) <u>家庭用電気製品、空気清浄機及び空調機器の販売</u></p> <p>(27) <u>医療機器、健康器具、美容器具、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械機器、スポーツ用具製造機械器具、スポーツ用衣料製造機械器具、体育器具、トレーニング用器具及びスポーツ用メンテナンス器具の販売、輸出並びにリース業</u></p> <p>(28) ~ (条文省略)</p> <p>(29)</p> <p>(30) <u>スポーツ及び各種文化的催し物の企画運営並びにそれらの入場券の販売斡旋業務</u></p> <p>(31) <u>スポーツ技術取得に関わる教育研修及び各種スポーツ指導者の養成</u></p> <p>(32) ~ (条文省略)</p> <p>(33)</p>	<p>(18) (現行どおり)</p> <p>(19) <u>電気製品、空気清浄機及び空調機器の販売並びにリース業</u> (削除)</p> <p>(20) ~ (現行どおり)</p> <p>(21) (削除)</p> <p>(22) ~ (現行どおり)</p> <p>(23)</p>
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株式の<u>売渡請求</u>)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の<u>買増請求</u>)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>4 月 1 日から 3 ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>が招集し<u>その議長</u>となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定められた<u>順位</u>により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>6 月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定めた取締役がこれを招集し議長</u>となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定められた<u>順序</u>により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 16 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は株主総会<u>の決議</u>において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(解任方法)</p> <p><u>第 21 条</u> <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 22 条</u> <u>取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第 23 条</u> <u>取締役会は、その決議によって<u>役付取締役</u>中より代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第 24 条</u> <u>取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></u></p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 21 条</u> <u>取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>3.</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> <u>取締役会は、その決議によって<u>取締役</u>の中より代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は特に法令または本定款に定める事項の他、当社の重要な業務執行を決定する。取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会の招集は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを行い、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定められた順位により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会の招集通知は、開催日時、場所及び議題を掲げ、すべての取締役に對して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>招集権者でない取締役は、法令の定めるところに従い、必要がある場合には取締役会の招集を請求しまたは自ら招集することができる。ただし、取締役会の招集を請求する場合は、会議の目的事項を記載した書面を招集権者に提出することによるものとし、自ら取締役会を招集する場合は、第 1 項の方法によるものとする。</u></p> <p>4. <u>招集権者でない取締役であつても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。ただし、第 1 項の方法によるものとする。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. (現行どおり) (削除)</p> <p>3. <u>監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。ただし、第 1 項の方法によるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 31 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(監査等委員会の招集及び議長)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集は、常勤監査等委員がこれを行い、議長となる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第 34 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会の招集権者及び議長)</p> <p>第 31 条 監査等委員会は、常勤監査等委員がこれを<u>招集し</u>議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 32 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日(火曜日)
定款変更の効力発生日 2021年6月29日(火曜日)

以 上